

1

- ・ 要配慮者 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者をいう。（法第8条第2項関係）
- ・ 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害発生時等に自ら避難することが困難なものであってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。（法第49条の10関係）
- ・ 指定緊急避難場所 避難場所のうち市が指定したもの（法第49条の4から第49条の6まで及び第49条の8関係）
- ・ 指定避難所 避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設で市が指定したもの（法第49条の7及び第49条の8関係）

(空白)

第2節 市民及び防災関係機関等の責務 と処理すべき事務または業務の大綱

1 基本方針

- (1) 市民・地域・行政（防災関係機関）による取組の推進と外部支援・相互協力による補完体制構築

本計画においては、市民、地域、行政（防災関係機関）の各主体がそれぞれ責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互の協力により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動が円滑に実施できるよう体制構築を目指す。

- (2) 要配慮者への配慮と男女共同参画及び性的少数者の視点に立った対策

ア 各業務の計画及び実施に当たっては、高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。本計画では、第2章及び第3章の関係節において具体的な対応策を示す。

イ 計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画及び性的少数者の視点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。

- (3) 積雪期対策の配慮

積雪期に発生する風水害は、雪崩や排雪による河道閉塞に伴う洪水、融雪洪水、暴風雪による建物・施設の被害、などにおいて予め考慮する。

- (4) 計画の実効性の確保

市、県及び防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、連携して以下のとおり取り組む。

ア 過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

イ 関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平常時から行うよう努める。

ウ 研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に齟齬を来さないよう「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、計画内容への習熟を図る。

2 防災関係機関及び市民の責務

- (1) 県

県は、市町村を包含する広域的な地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び市民の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村の防災活動を支援し、かつその調整を行う。

- (2) 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

- (3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 市民（市民・企業等）

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

市民は、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。

3 各機関の事務又は業務の大綱

見附市、新潟県、見附市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて見附市地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は次表のとおりである。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
見附市	1 見附市防災会議に関すること 2 市内における公共団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関すること 3 災害予報警報等の情報伝達に関すること 4 被災状況に関する情報収集に関すること 5 災害広報並びに避難準備・高齢者等避難開始の発出、避難の勧告及び指示（緊急）に関すること 6 被災者の救助に関すること 7 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 8 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 9 消防活動及び浸水対策活動に関すること 10 被災児童・生徒等に対する相談、援護に関すること 11 被災要援護者に対する相談・援護に関すること 12 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 13 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 14 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関すること 15 水道事業の災害対策に関すること
新潟県	1 新潟県防災会議に関すること 2 市町村及び指定公共機関、指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関すること 3 災害予報警報等情報伝達に関すること 4 被災状況に関する情報収集に関すること 5 災害広報に関すること 6 避難の勧告、指示（緊急）に関すること 7 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること 8 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 9 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 10 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関すること 11 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 12 被災要援護者に対する相談、援護に関すること 13 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 14 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 15 緊急通行車両の確認に関すること 16 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関すること 17 自衛隊の災害派遣要請に関すること 18 他の都道府県に対する応援要請に関すること
見附警察署	19 避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関すること 20 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関すること 21 行方不明者調査及び死体の検視に関すること 22 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること
北陸地方整備局	大規模自然災害が発生した場合における、地方公共団体との協定に基づく被害の拡大を防ぐための緊急対応等の支援に関すること

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定公共機関	日本郵便(株) 見附郵便局	災害時における郵便業務等に関すること
	東日本旅客鉄道(株) 長岡駅	災害時における鉄道による緊急輸送の確保について
	東日本電信電話(株) 新潟支店	1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること
	東北電力ネットワーク 株式会社 長岡電力センター	1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること 2 災害時における電力の供給の確保に関すること
	日本通運(株) 見附支店	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
	北陸ガス株式会社 長岡供給センター	1 都市ガス施設等の防災管理に関すること
指定地方公共機関	刈谷田川土地改良区	水門、水路、ため池等の施設の防災管理並びに災害復旧に関すること
	新潟運輸(株)	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
	越後交通(株) 栃尾営業所	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	石油資源開発(株) 見附鉱場事務所	災害時における都市ガスの安定的供給に関すること
	J A えちご中越 中越よつば森林組合 新潟県農業共済組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 2 被災組合員に対する融資又はあっせんに関すること
	見附商工会	1 災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること 2 救助物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
	一般病院・医院	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること
	医師会	災害時における医療救護に関すること
	一般建設業者	災害時における応急復旧の協力に関すること
	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の確保に関すること
	危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること

第3節 見附市の自然条件

1 位置及び風土

本市は新潟県の中央部に位置し、長岡市、三条市に隣接し守門岳に源を発した刈谷田川が中央部を東から西へ横切っている。

地域を大別すると山間部と平野部により形成され、山間部は丘陵的山地を形成し、平野部は山間部を背に西へ広がり、穀倉越後平野の中央部に伸びている。平野部の地質層序を見ると、沖積及び洪積層の下部に魚沼層群が、その下部に和南津層・灰爪層・浜忠層・椎谷層・寺泊層・七谷層・津川層が存在している。

見附市の位置及び面積

東経		北緯		面積	周囲	広ぼう (飛び地を含む)	
東端	西端	南端	北端			東西	南北
139° 00′	138° 52′	37° 27′	37° 35′	77.91km ²	71.7km	11.5km	14.7km

海 抜	最高 300m	最低 10m
-----	---------	--------

2 気象状況

本市の気候は、典型的な日本海側気候である。降水量は梅雨期より冬期の方が降雪の影響で多くなっている。年間の平均気温は12～13℃であり、台風が日本付近を通過する際にフェーン現象や低気圧等により、6月や9月にも30℃以上の真夏日となる日がある。12月の平均気温は4℃以上であるが、1月、2月の平均気温は2℃以下となり冬期間の最低気温は氷点下となる。湿度は年間を平均すると70%以上で、特に夏季は蒸し暑く感じられる。風向は年間を平均すると東から南寄りの風が多くなっているが、1月は偏西風の影響から西から北寄りの風が多くなっている。

第4節 見附市の社会的条件

1 人口

見附市の人口は、市制施行以来一貫して増加傾向にあったが、平成7年国勢調査時の43,760人を最高として、令和2年国勢調査では39,237人と年々減少している。

年齢階層別では、年少人口（0～14歳）の減少、高齢人口（65歳以上）の増加が続いており、令和2年では高齢者率が32.9%となった。

本市に居住する外国人は、230人（令和2年国勢調査）で、総人口に占める割合は0.58%となっており、平成27年の150人に比べ80人の増加となっている。

年次	人口			世帯数	一世帯の平均人口
	総数	男	女		
昭和60年	42,546	20,509	22,037	10,423	4.08
平成2年	43,116	20,810	22,306	10,978	3.93
平成7年	43,760	21,113	22,647	11,771	3.72
平成12年	43,526	20,968	22,558	12,445	3.50
平成17年	42,668	20,592	22,076	12,980	3.29
平成22年	41,862	20,224	21,638	13,371	3.13
平成27年	40,608	19,636	20,972	13,702	2.96
令和2年	39,237	19,050	20,187	14,136	2.78

2 道路・鉄道の位置

道路は、南北に延びる国道8号線その他、長岡・見附・三条線、見附・栃尾線、見附・中之島線の主要地方道（県道）がある。これ以外の幹線的な道路としては、長岡・見附線、七軒町・見附線、遅場・見附線、栃尾・田井線、見附・分水線、長岡・中之島・見附線、杉澤・上樫出線、坂井・猪子場新田線等があげられる。

また、鉄道は、JR 信越本線が南北方面にのびている。

道路の整備状況（令和6年3月31日現在）

単位：km, %

	実延長	舗装済延長	舗装率
高速自動車国道	3.6	3.6	100
国道	4.8	4.8	100
県道	52.1	52.0	99.8
市道	386.8	354.7	91.7

第5節 見附市の過去の主な災害

1. 既往の主な災害

(1) 台風災害

名称・発生年月日	災 害 の 状 況
第2室戸台風 (S36.9.16)	四国の南端室戸岬付近に上陸した台風18号は日本海沿岸に沿って北上し、佐渡付近を通過したことにより本市域も台風の勢力圏内に入り、最大風速は南西風31.1mに達し瞬間最大風速は40mを超えた。これにより大きな被害が発生し、市は災害対策本部を設置するとともに県災害対策本部に応急物資の手配を要請した。 ○被害概要 死者 1人 重傷者 8人 全壊家屋 31棟 半壊家屋 302棟 被害総額 555,037千円

(2) 豪雪災害

名称・発生年月日	災 害 の 状 況
昭和38年豪雪	年末から年始にかけて降り続いた雪は、1月下旬にさらに強まり1月30日には最深積雪が340cmに達し、交通が遮断され市民生活は重大な危機に直面した。このため2月5日から19日まで自衛隊が鉄道や道路の復旧のために派遣され、出動人員は延べ7,398人にのぼった。また、避難所を開設し81世帯が避難、収容された。 ○被害概要 全壊家屋 5棟 半壊家屋 9棟 被害総額 1,120,103千円

(3) 火 災

名称・発生年月日	災 害 の 状 況
新町大火 (S43.5.12)	午後2時27分、薬店から出火した。当日は数日続いた好天に加え三陸の東にある強い高気圧が本州付近に張り出しており、中越地方は南風が強くフェーン現象となっていた。 この気象条件の中、引火性物品を多量に取り扱いしている薬店からの出火のため、火のまわりが速かったことに加え、油類を取り扱う店舗が隣接していた。さらに、通報の遅れや背後に木造家屋の密集地、道路の狭隘など悪条件が重なり延焼拡大した。 ○被害概要 重傷者 1人 全焼家屋 69棟 半焼家屋 4棟 被害総額 473,877千円

(4) 豪雨災害

名称・発生年月日	災 害 の 状 況
昭和36年8月5日 集中豪雨	朝鮮半島の元山沖に進んだ台風10号が勢力を弱め温帯低気圧となり、その中心から南東に延びる前線の影響で豪雨となった。刈谷田川が増水し各所で溢水・破堤し大きな被害を受けた。 ○被害概要 死者 1 人 重傷者 1 人 全壊家屋 4 棟 半壊家屋 24 棟 床上浸水 2,350 棟 床下浸水 2,651 棟 被害総額 587,887 千円
平成16年7月 新潟・福島豪雨 (H16. 7. 13)	梅雨末期の日本海から新潟県内に伸びた「湿舌」と言われる気団が、停滞する梅雨前線に影響し、中、下地方を中心に大雨を降らせた降り始めの7月12日21時から13日24時までの27時間に322ミリメートルの降雨量を記録した。(時間最大降雨量44ミリメートル、7月13日7時から8時まで) この想像を絶する集中豪雨により、市内いたる所で道路や低地の浸水、土砂崩れ等が発生した。 ○被害概要 半壊 1 棟 床上浸水 880 棟 床下浸水 1,153 一部損壊 2 棟 被害総額 18,407,000 千円
平成23年7月 新潟・福島豪雨 (H23. 7. 30)	前線が新潟県付近に停滞し、高気圧同士の間日本列島が挟まれ、下越地方西部や中越地方北部に日本海から発達した雨雲が次々と流れ込み、7月30日24時間に170.5ミリメートルの降雨量を記録した。時間最大雨量は68.0ミリメートルで7.13新潟豪雨災害時の雨量を上回った。 この集中豪雨の影響により多くの土砂災害が発生したが、平成16年以後の各種災害対策により被害状況は減少した。 ○被害概要 全壊 2 棟 半壊 3 棟 床上浸水 51 棟 床下浸水 408 棟 一部損壊 2 棟 被害総額 1,430,000 千円

2 災害の傾向

(1) 大雨による災害

大雨は、主に台風、梅雨前線の活発化及び発達した低気圧が本州を西から東へ進むことによって起こる。

当市は過去において、何度も集中豪雨のため刈谷田川が氾濫し大きな被害を受けてきた。特に平成16年7月新潟福島豪雨（通称7.13水害）では甚大な被害を受けている。その後、災害後の各種対策を実施しているが、平成23年にも水害が発生しており、今後も大雨による溢水等に十分な注意が必要である。

(2) 大雪による災害

本市においては道路の改良、消雪パイプの敷設及び除雪機械の増強が進んだことで、冬

期間の交通は確保されている。雪崩についてはここ数年大きな被害は受けていないが、降積雪、気温等の気象条件の変化によっては注意が必要となる。

(3) 火災

市街地では木造建築物が密集している中に繊維関連工場が点在し、狭い道路もあり、空気が乾燥し風が強い気象状況下で火災が発生し、発見が遅れた場合大火につながる危険性がある。

(空白)